

山口県暴力団排除条例施行規則

(平成23年3月1日公安委員会規則第1号)

山口県暴力団排除条例施行規則をここに公布する。

山口県暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山口県暴力団排除条例(平成22年山口県条例第37号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例第18条第1項第5号の公安委員会規則で定める施設)

第2条 条例第18条第1項第5号の公安委員会規則で定める施設は、別表に掲げる施設とする。

(説明又は資料提出の請求の方法)

第3条 公安委員会は、条例第20条の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、説明又は資料提出請求書(別記第1号様式)によりするものとする。

(説明の方法)

第4条 条例第20条の説明は、公安委員会が口頭であることを認めたときを除き、説明を記載した書面を提出してするものとする。

(口頭による説明の聴取)

第5条 公安委員会は、条例第20条の説明を口頭であることを認めたときは、その指名する警察職員に説明を聴取させることができる。

(勧告の方法)

第6条 公安委員会は、条例第21条の規定により勧告をするときは、勧告書(別記第2号様式)によりするものとする。

(公表事項)

第7条 条例第22条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項についてするものとする。

(1) 公表される者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

(2) 公表の原因となる事実

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。